

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条、第四十八条及び第四十九条の規定による令和四年度の狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和四年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施する免許種別

法第三十九条第二項に定める網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の四種

二 試験の日時、免許種別、定員及び場所

月 日	曜日	開始時刻	免許種別	定員	場 所
六月二六日	木	午前一〇時半	網 猟 わ な 猟 第一種銃猟 第二種銃猟	三五名	福山市三吉町一丁目一番一号 広島県福山庁舎
六月二〇日	月	午前一〇時半	網 猟 わ な 猟 第一種銃猟 第二種銃猟	四五名	広島市中区基町四番一号 広島県立総合体育館
六月二七日	月	午後一時	わ な 猟	三〇名	三次市十日市東四丁目六番一号 広島県三次庁舎
七月三日	日	午前一〇時半	網 猟 わ な 猟 第一種銃猟 第二種銃猟	五〇名	広島市中区基町四番一号 広島県立総合体育館
七月一〇日	日	午前一〇時半	わ な 猟 第一種銃猟 第二種銃猟	五〇名	安芸高田市吉田町吉田七六一 安芸高田市民文化センター
七月一九日	火	午後一時	わ な 猟	五〇名	呉市広大新開一丁目七番一号 呉市総合体育館
七月二九日	金	午後一時	わ な 猟	四五名	世羅郡世羅町西上原一三番地一 世羅町甲山農村環境改善センター
八月七日	日	午前二〇時	わ な 猟 第一種銃猟 第二種銃猟	五〇名	東広島市西条昭和町一三番一〇号 広島県東広島庁舎
八月一八日	木	午前九時半	わ な 猟 第一種銃猟 第二種銃猟	五〇名	庄原市東本町一丁目四番一号 広島県庄原庁舎

八月三十一日	水	午前一〇時半	網 な 第一種銃 第二種銃 猟	四五名	広島市中区基町四 番一号 広島県立総合体育 館
--------	---	--------	-----------------------------	-----	----------------------------------

三 試験の内容

1 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣及び鳥獣の保護管理並びに猟具の取扱いに関する知識について筆記試験を行う。

2 適性試験

視力（矯正視力を含む。）、聴力（補聴器によつて矯正された聴力を含む。）及び運動能力について行う。

3 技能試験

狩猟免許の種別に応じて次の課題について実技試験を行う。

- (一) 網猟免許 網猟具の判別及び取扱い、鳥獣の判別
- (二) わな猟免許 わな猟具の判別及び取扱い、鳥獣の判別
- (三) 第一種銃猟免許 模造銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別
- (四) 第二種銃猟免許 模造空気銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別

注1 複数の種別の免許を申請した者については、申請によって同一試験日で受験できるとする。

2 適性試験、知識試験、技能試験の順に行い、適性試験、知識試験のいずれかが不合格の者に対しては、技能試験を行わない。

3 狩猟免許を取得し、その有効期間内に他の種別の狩猟免許試験を受けようとする者については、知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除する。

四 受験の資格

広島県内に住所を有する者。ただし、試験日に次のいずれかに該当する者は除く。

- 1 網猟、わな猟の受験者は十八歳に満たない者。第一種銃猟、第二種銃猟の受験者は二十歳に満たない者
- 2 統合失調症者、そう鬱病者（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん病者（発作が再発するおそれのない者、発作が再発しても意識障害がもたらされない者及び発作が睡眠中に限り再発する者を除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気の者
- 3 麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者
- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから、三年を経過していない者
- 5 狩猟免許の取消しを受けた後三年を経過していない者（当該取消しに係る狩猟免許の

種類に限る。)

6 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとして、受験することを禁止されている者

五 申請手続

1 申請書用紙等の請求先

広島県環境県民局自然環境課 (〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号) 又は最寄りの広島県農林水産事務所に請求すること。郵便で請求するときは、封筒の表に「申請用紙請求」と朱書し、百四十円切手を貼った宛先・郵便番号明記の返信用角形二号封筒を必ず同封すること。

2 提出書類

- (一) 狩猟免許申請書 (受けようとする種別ごとに一枚ずつ提出すること。)
 - (二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。
 - (三) 前記四2及び3に該当しない旨の医師の診断書。ただし、(二)の許可証の写しを提出している場合は、提出しなくてよい。
 - (四) 受験・受講票 (申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真を貼り、所定の事項を記入したもの)
 - (五) 八十四円切手を貼った、宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒一通 (受験・受講票の返信用)
- ### 3 申請書の提出先
- 広島県環境県民局自然環境課 (〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号)
- 郵送する場合は、封筒の裏に「申請書在中」と朱書すること。
- ### 4 申請書の受付期限及び受付時間
- (一) 受付期限
受けようとする試験の期日の十日前 (その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律 [昭和二十三年法律第七十八号] に規定する休日 [以下「休日」という。] に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。郵送の場合は、受付期限までの消印があるもの限り受け付ける。)。ただし、申請者の数が定員に達した後は、受け付けない。
 - (二) 受付時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- ### 5 手数料
- (一) 新たに狩猟免許を受けようとする者
一件につき五千二百円
 - (二) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他の免許を受けようとする者

一件につき三千九百円

6 手数料の納付方法

手数料は、専用の納付書により金融機関で払い込み、払込証明書を申請書の所定欄に貼ること。

なお、納付された手数料は返還しない。

六 結果の通知

試験の終了後一か月以内に、合格者には狩猟免状を送付し、不合格者には不合格通知書を送付する。